



荒 貴賀 議員
(日本共産党
幕別町議員団)

問 災害時、自力で避難が難しい障がい者・高齢者に個別の避難計画がある、町の取組状況は個別避難計画の策定は8月末現在で5人、関係機関と連携しながら増やしたい

問 北海道胆振東部地震から5年。住民の命を守るために防災・減災対策は重要である。しかし、自力避難が困難な方への支援体制が遅れている。今後、十勝に大きな影響をもたらす恐れがある道東沖地震や十勝平野活断層による直下型地震をはじめとした、あらゆる災害から被害の軽減につなげるよう以下の点を伺う。

- (1) 避難行動要支援者名簿の作成が義務化され、令和3年の法改正で避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務となった。
- ① 避難行動要支援者名簿登録者数は。
- ② 個別避難計画の策定状況
- ③ 計画は作成で終わるのではなく、実効性ある取組が大切。避難訓練等で確認する考えは。

(2) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、自治体の責務になった。町の取組状況は。また、在宅人工呼吸器等装着者の電源確保の考えは。

(3) 避難所と福祉避難所での生活環境の確保状況は。

町長

- (1) ① 介護認定を受けている方や身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方、難病患者などが登録されており、本年7月末現在の町内の登録者数は2271人で、このうち、平常時から町内会や民生委員などの避難支援等関係者に対する名簿の提供に同意している方は1482人となっている。
- ②、③ 個別避難計画の策定は、対象者の心身の状況や生活実態などを把握するため、地域防災の担い手だけでなく、介護支援専門員や相談支援専門員、医療機関と連携を図る必要があり、居住空間やプライバシーに踏み込む必要があることに加え、避難を手助けする側の担い手不足などの課題があり、計画の策定に時間を要している。

令和4年度に二つの町内会をモデル地区に選定して計画の策定を進め、本年8月までに5人の計画策定が完了し、現在は4人の計画

策定を進めている。引き続き関係機関と連携しながら個別避難計画の策定件数を増やしていきたい。

また、要支援者の身体的な状況の変化などに応じて計画の見直しも必要になることから、介護支援専門員などに、計画の見直しの要否について定期的に聞き取り調査を行うとともに、災害を想定した模擬訓練の実施や地域の防災訓練への参加について、積極的な呼びかけを行っていく。

(2) 令和2年度に「医療的ケア児支援部会」を設置し、町内の医療的ケア児について現状把握を行うとともに、医療、保育、教育、保健など適切な支援を行えるよう、個別にケース検討を行っている。今後国から示される必要な措置に沿った支援体制を整えていきたい。

災害時は、状況に応じて福祉避難所に避難していただき、人工呼吸器を必要とする医療的ケア児1人については、非常用発電機を備えている避難所を案内するほか、防災協定を締結した企業から発電

機の提供を受ける考えである。町内に在宅する酸素療法をされている16人においても、状況に応じて医療的ケア児と同様に対応する。

(3) 幕別町地域防災計画で指定している避難所のうち、暖房・冷房設備が不足している避難所については、備蓄している灯油ストーブや冷風機を運搬設置するほか、パーテーションや段ボールベッドを複数のリース会社との協定に基づき調達するなどして環境維持に努める。

令和2年8月に、一般社団法人日本福祉用具供給協会と「災害時における福祉用具等の供給等協力に関する協定」を結び、介護用品や車椅子、特殊ベッド、手すり等の福祉用具の供給を受けることが可能としており、障がい者や要介護者等への一定の対応ができるものと考えている。

福祉避難所はすべてバリアフリー化している施設となっており、要配慮者が、安心して避難生活を送る環境を確保している。幕別本町地区に4か所、幕別農村地区に1か所、札内地区に4か所、札内農村地区に3か所、忠類地区に1か所の計13か所の避難所を状況に応じて開設する予定である。